

文京区国民健康保険及び後期高齢者医療制度糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託プロポーザル募集に関する質問に係る回答について

No.	該当箇所	質問	回答
1	国民健康保険 仕様書(案)特記仕様書 1 項番 1(3) 後期高齢者医療制度 仕様書(案)特記仕様書 1 項番 1(3)	文書の印刷・封入封緘・発送作業は受託業者で対応することになりますが 封緘作業の終了後、ランダムに抜いた10通(個人情報含む)を区にお送りする対応で問題無いでしょうか。その後、ランダムに抜いた10通の対象者への通知はどのようになりますでしょうか。	まず、対象者全員分について、宛名を付け必要な発送物を全て入れた状態の封筒（まだ封緘しない）を作成いただきます。 その中から、ランダムに10部（国保・後期それぞれ10部ずつ）抜き取り、発送前に区に持参いただきます。区において、中身の発送物が揃っているか、宛名が正しいか等を確認し、その場で事業者様にお返しいたします。 その後、事業者様において、全員分を一斉に発送いただく流れです。
2	国民健康保険 仕様書(案)特記仕様書 2 項番 2(1) 後期高齢者医療制度 仕様書(案)特記仕様書 2 項番 2(1)	「保健指導利用者の都合により、電話による指導1回を面談による指導1回に置き替えることは区の承認を得た上で可能であるが、面談による指導1回を電話による指導1回に置き替えることは、原則できないものとする。」とありますが、対象者希望で面談指導を電話指導に切り替える場合は辞退扱いとなりますでしょうか。	原則として仕様書どおりの対応となるため、面談指導を電話指導に置き替えることはできないものとなります。対象者様からそのようなご希望があった場合には、面談指導と同等の効果が得られるような代替案を事業者様より提案いただきたく存じます。
3	国民健康保険 仕様書(案)特記仕様書 2 項番 8 後期高齢者医療制度 仕様書(案)特記仕様書 2 項番 8	「保健指導利用者の本人確認をする手段として、身分証明書等の提示をもって確認すること」とありますが、面談指導時に、持参を忘れた場合、どうなりますか？	別の対象者の方との取り違えが発生しないように、必ず本人確認が必要です。保健指導申込者に面談の詳細説明を行う際や日程の確認電話の際に、面談時の持ち物についても改めてご案内をいただければと思います。